

## 西宮市監査専門委員の設置に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第200条の2の規定に基づく監査専門委員の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 監査専門委員は、監査委員が委託する事項について調査し、監査委員に報告するものとする。

2 監査専門委員は、調査完了後速やかに調査実績表を監査事務局長へ提出するものとする。

### (守秘義務)

第3条 監査専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### (補則)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、代表監査委員が別に定める。

### 付 則

この要綱は、令和3年4月1日から実施する。